

「しずおか健幸惣菜パートナー」申込要項

1 趣 旨

健康づくりには、県民一人ひとりの努力に加え、地域、職場等の社会環境の影響も大きく、県民が望ましい食生活を実践するためには、社員食堂や弁当・惣菜販売店などの民間企業と協働して、食環境の向上を図ることが不可欠です。

組み合わせることで、栄養バランスのとれた食事につながるおかずである「しずおか健幸惣菜」を積極的に販売・提供する県内の団体を「しずおか健幸惣菜パートナー」として登録します。

2 実施主体

主催: 静岡県(健康福祉部健康局健康増進課)

運営: しずおか健幸惣菜パートナー運営事務局

3 登録の対象者

しずおか健幸惣菜(別記の基準を満たした料理を言う。以下同じ)を積極的に提供・販売し、今後もその活動が期待できる団体を対象とします。

この要項の中でいう団体とは、次に該当する者とします。

(1) 社員食堂部門

静岡県内に所在し、調理施設を有して社員等に給食を提供している事業所、事業所の支所、営業所、寮等

※社員食堂ごとに登録します。

※事業所から給食の提供を受託している事業者は、委託する事業所がしずおか健幸惣菜パートナーに登録された場合に、連名で登録を受けることができます。

(2) 惣菜・弁当部門

静岡県内に所在し、飲食店営業許可、そうざい製造業許可、または複合型そうざい製造業許可を取得し、惣菜・弁当を調理・提供する事業者及び惣菜・弁当の販売を行う事業者

※惣菜・弁当販売店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の店舗ごとに登録します。

※静岡県内の店舗を統括する営業所・支所等が、各店舗の申込みをまとめて提出することもできます。

※販売店に商品を納入する事業者は、販売店がしずおか健幸惣菜パートナーに登録された場合に、連名で登録を受けることができます。

(3) 学生食堂部門

静岡県内に所在し、調理施設を有して学生等に給食を提供している大学、短期大学、専修学校

※学生食堂ごとに登録します。

※学校から給食の提供を受託している事業者は、委託する学校がしずおか健幸惣菜パートナーに登録された場合に、連名で登録を受けることができます。

4 登録要件

以下の4つを満たす団体であることが要件です。

- (1) しずおか健幸惣菜を月に1回以上(月4回以上を推奨)提供・販売し(計画を含む。)、今後もその見込みがある。または、利用者から事前予約があればいつでも提供可能である。
- (2) 主菜と副菜が組み合わせられる形、または1食(弁当)で提供や販売されている。
- (3) 管理栄養士・栄養士が、しずおか健幸惣菜の開発または確認に関与している。
- (4) しずおか健幸惣菜を提供・販売する際に、「おすすめ」と表示するなど、選択しやすい工夫や発信をしている。

5 審査方法

- (1) 提出のあった申込書類に基づき静岡県健康福祉部健康局健康増進課(以下、県という。)で審査を行います。
- (2) 審査に当たっては、申込書類の内容確認などのため、申込者に対して連絡することがあります。(一定期間連絡や確認が取れない場合は、審査対象から除外することがあります。)

6 審査結果及び公表等

- (1) 審査結果は、申込者に対して文書により連絡します。
- (2) しずおか健幸惣菜パートナーには登録証を交付します。
- (3) 登録後、報道機関に情報提供するほか、ホームページ等で紹介する予定ですので御了承ください。

7 しずおか健幸惣菜パートナーへの支援

しずおか健幸惣菜パートナーには次のような支援を予定しております。

- (1) 県ホームページ等での紹介
- (2) 県公式 SNS 等での情報発信
- (3) しずおか健幸惣菜ロゴマークデータの提供
- (4) PRグッズの提供(のぼり旗、店頭ステッカー等)
- (5) アドバイザーの派遣(メニュー開発、販売促進等)
- (6) その他しずおか健幸惣菜提供に関する助言

8 申込み方法

申込様式に必要事項を記入の上、必要書類等(レシピア写真・画像等)を添えて、電子メール又は郵送で御提出ください。

※申込様式は、県健康増進課のホームページからダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/kenkozukuri/kenkodukuritorikum/1003105/1024517.html>

「静岡県 健幸惣菜」で検索してください。

※申込様式等を受理しましたら、電子メールにて受付の連絡をします。

提出後、1週間以内に連絡がない場合には、事務局宛て御連絡ください。

(1) 電子メールの場合

申込書類受付 E-mail(s_kenkousouzai@shizu-eiyoushi.or.jp)宛てに送信してください。

なお、5MB 以上の場合は、転送サービスを御利用ください。

(例) ギガファイル便 (<https://gigafile.nu>)

(2) 郵送の場合

〒422-8076

静岡市駿河区八幡1丁目1-4 東海整備(株)ビル4F

(公社)静岡県栄養士会 内 しずおか健幸惣菜パートナー運営事務局

宛てに送付してください。

※申込みに必要な郵送料等は、申込者が御負担ください。

※提出された申込書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

9 申込みの期間

令和7年1月31日(金)までは8 申込み方法による方法で御提出ください。

令和7年2月3日(月)以降は静岡県健康増進課で受け付けます。期限はありません。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-2779

E-mail kenzou@pref.shizuoka.lg.jp

10 実績報告

しずおか健幸惣菜パートナーは、県の求めに応じ、提供実績を御報告ください。

11 登録の取り直し

県は、次に掲げる事項に該当する場合、しずおか健幸惣菜パートナーの登録を取り消す場合があります。

- (1) 登録の辞退があったとき。
- (2) 登録要件に定める取組の実施がなく、今後も実施の見込みがないとき。
- (3) 合理的な理由なく、実績報告がされなかったとき。

12 その他

- (1) 申込みに当たり虚偽の申告を行うなどの行為を確認したときは、審査対象から除外します。
- (2) 提出いただいた申込様式、実績報告等の内容(取組事例等)については、県のホームページ等の広報媒体で紹介することがありますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 申込書類に記載された個人情報、本要領で定めること以外には使用しません。

13 申込先及びお問合せ先

しずおか健幸惣菜パートナー運営事務局

(公益社団法人静岡県栄養士会 内)

〒422-8076 静岡市駿河区八幡1丁目1-4 東海整備(株)ビル4F

E-mail s_kenkousouzai@shizu-eiyoushi.or.jp

[別記]

〈しずおか健幸惣菜の基準〉

区分	エネルギー (kcal)	食塩相当量 (g)	野菜量 (g) (きのこ・海藻・いも類を含む)	肉・魚・卵・大豆 製品の量 (g)
主菜	550kcal未満	2.2g 未満 (2g 未満)	付け合わせを含めて 合計50g 以上	70~150g (90~150g)
副菜	200kcal未満	1.2g 未満 (1g 未満)	2種類以上 合計70g 以上	—
一皿で 主菜・副菜	450~650kcal	3.2g 未満 (2.7g 未満)	2種類以上 合計120g 以上	70~150g (90~150g)
1食 [弁当]	600~850kcal 主食 200~350 副食 400~600	3.3g 未満 (2.8g 未満)	2種類以上 合計120g 以上	70~150g (90~150g)

※ () の範囲を推奨

〈しずおか健幸惣菜レシピ集〉

しずおか健幸惣菜ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/kenkozukuri/kenkodukuritorikumi/1003105/1024517.html>